

===== 【 届出日と算定開始月 】 =====

(1) 新たに加算等を算定しようとする場合

サービスの種類に応じ、届出日（届出が受理された日）により、加算等の算定開始月が異なります。

サービスの種類	届出日と算定開始月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<p>◎ <u>1日～15日の間に届出が受理された場合</u> ⇒ <u>届出受理日の翌月</u>から、加算等算定開始</p> <p>例) 6月10日届出受理 ⇒ 7月から算定開始</p> <p>◎ <u>16日～月末日の間に届出が受理された場合</u> ⇒ <u>届出受理日の翌々月</u>から、加算等算定開始</p> <p>例) 6月17日届出受理 ⇒ 8月から算定開始</p>
夜間対応型訪問介護	
地域密着型通所介護	
(介護予防) 認知症対応型通所介護	
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	

* 補足事項（窓口提出、郵送提出での閉庁日の取扱い）

- 届出日の翌月から算定開始となるためには、基準上、15日までに「体制届」が受理される必要があります。従って、15日が市役所閉庁日の場合、翌月から加算等を算定しようとするには、15日より前（平日）に体制届が受理されなくてはなりませんので、くれぐれもご注意ください。

例) 6月15日が日曜日の場合 = 6月13日（金）に「体制届」受理 → 7月から算定開始
6月16日（月）に「体制届」受理 → 8月から算定開始

サービスの種類	届出日と算定開始月
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	<p>◎ <u>届出が受理された場合</u> ⇒ <u>届出受理日の翌月</u>から、加算等算定開始</p> <p>例) 6月20日届出受理 ⇒ 7月から算定開始</p> <p>◎ <u>ただし、月の初日に届出が受理された場合のみ</u> ⇒ <u>届出月</u>から、加算等算定開始</p> <p>例) 6月1日届出受理 ⇒ 6月から算定開始</p>
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

* 補足事項（窓口提出、郵送提出での閉庁日の取扱い）

- 届出月から算定開始となるためには、月の初日までに「体制届」が受理される必要があります。従って、月の初日が市役所閉庁日の場合、届出月から加算等は算定できません。翌月から加算等を算定しようとするには、月の初日より前の市役所閉庁日までに体制届が受理されなくてはなりませんので、くれぐれもご注意ください。

例) 6月1日が日曜日の場合 = 5月30日（金）に「体制届」受理 → 6月から算定開始
6月2日（月）に「体制届」受理 → 7月から算定開始

(2) 加算等を算定しないこととなった場合

事業所（施設）の体制について、加算等の算定要件を満たさず、加算等が算定できなくなった場合や加算等が算定されなくなることが明らかになった場合等は、速やかに「体制届」を提出し、その旨を届出てください。

この場合、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から、加算等の算定は行わないこととなります。